

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

環境の変化の激しい金融業界において、コーポレート・ガバナンスの強化については、当社としても重要な経営課題の一つと捉え、これまでも数々の経営機構の改革を行ってまいりました。

当社グループは、経営の効率化と機動性を発揮し、経営体質を強化することを目的として、「持株会社体制」を採用しております。権限を委譲するとともに責任の所在を明確にすることにより、より透明性の高い企業統治が行えるものと考えております。

また、利益の最大化・株主価値の極大化を基本的な経営目標と掲げる一方で、株主の皆様、従業員をはじめとした全てのステークホルダーに対するそれぞれの責任を果たしていくことを企業の基本的な経営方針としており、上場企業として社会的影響度も大きいことを経営層及び従業員が再認識することで、コンプライアンスを一層重視した経営体制を整備してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しており、本欄に記載すべき事項はありません。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日産証券株式会社	2,000,000	18.65
岡三にいがた証券株式会社	610,000	5.69
ユニオンツール株式会社	498,000	4.64
川村 淨見	265,000	2.47
岡藤ホールディングス従業員持株会	230,132	2.15
三東株式会社	197,595	1.84
加藤 貴久	197,067	1.84
竹村物産株式会社	169,100	1.58
株式会社岡三証券グループ	169,000	1.58
株式会社SBI証券	164,342	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

#### 補足説明

- 大株主の状況は、2020年3月31日現在の株主名簿の記載に基づいております。
- 上記のほか、当社保有の自己株式が240千株あります。
- 2018年10月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書No.2)において、株式会社岡三証券グループ及びその共同保有者5社が、報告義務発生日である2016年10月21日現在で以下の株式を所有している旨が記載されております。岡三にいがた証券株式会社が保有する610千株および株式会社岡三証券グループが保有する169千株につきましては、上記「大株主の状況」に記載しておりますが、他の共同保有者については、2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができていませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。  
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。
  - 株式会社岡三証券グループ  
東京都中央区日本橋一丁目17番6号  
保有株券等の数 169千株  
株券等保有割合 1.70%
  - 岡三にいがた証券株式会社  
新潟県長岡市大手通一丁目五番地5  
保有株券等の数 610千株  
株券等保有割合 6.12%

- ウ. 岡三興業株式会社  
東京都中央区日本橋小網町9 - 9  
保有株券等の数 116千株  
株券等保有割合 1.16%
- エ. 岡三アセットマネジメント株式会社  
東京都中央区京橋二丁目2番1号  
保有株券等の数 65千株  
株券等保有割合 0.65%
- オ. 三縁証券株式会社  
愛知県名古屋市中村区名駅南1 - 24 - 30  
保有株券等の数 26千株  
株券等保有割合 0.26%
- カ. 三晃証券株式会社  
東京都渋谷区代々木2丁目13番4号  
保有株券等の数 13千株  
株券等保有割合 0.13%

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
二家 英彰	他の会社の出身者													
野田 扇三郎	税理士													
門間大吉	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
二家 英彰			当社の主要株主である日産証券株式会社の業務執行者であります。	他社における経営者としての豊富な経験と長年にわたる金融業界における幅広い見識を活かして、当社グループの経営につき有益な意見や助言をいただけるものと期待し、社外取締役に選任しております。

野田 扇三郎			当社の連結子会社である岡藤商事株式会社 の監査役に兼任しております。	野田扇三郎氏は、国税調査官、税務署長等を歴任し、現在は税理士として、長年従事された税務に関する専門的な知識・経験等を踏まえた客観的視点で、独立性を持って当社の経営の監視を遂行するに適任であることから、社外取締役を選任しております。 また、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監視できる立場を有しており、当社グループと一切の利害関係がなく、また、その他の重要な利害関係もなく、一般株主と利益相反のおそれがないため、社外取締役を選任しております。 同様の理由から、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
門間大吉				門間大吉氏は、財務省、内閣官房、防衛省等において長年にわたり要職を歴任され、その豊富な経験・見地を踏まえた客観的視点で、独立性を持って当社の経営の監視を遂行するに適任であることから、社外取締役を選任しております。 また、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監視できる立場を有しており、当社グループと一切の利害関係がなく、また、その他の重要な利害関係もなく、一般株主と利益相反のおそれがないため、社外取締役を選任しております。 同様の理由から、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社の監査等委員が求めた場合には、業務分掌規程に基づき監査等委員会にその職務を補助すべき従業員を付属させることができることとしております。

なお、監査等委員会付従業員に関する人事異動、人事考課、懲戒等については監査等委員会の同意を必要とする旨、及び監査等委員会付従業員は業務執行禁止とし、監査等委員会の指示のみに基づき、監査等委員会の監査に関わる権限の行使を補助する旨を定めております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人との間で、監査方針の確認、監査計画等の会合を必要に応じて開催し、当社および当社グループの会計監査を実施しております。

また、当社では、内部監査を担当する部門として内部監査室を設けており、当社および当社グループの業務が適正に執行されているか、監査スケジュールに基づき内部監査を実施しております。また、監査スケジュール、監査結果の報告等必要に応じ監査等委員会と連携・協議し、当社をはじめとしたグループ企業の業務を監視する体制を整備しております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、株価変動を株主の皆様と共有し、業績向上及び企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、2011年6月29日開催の当社第6回定時株主総会において決議いただき、株式報酬型のストック・オプション制度を実施しております。

株式報酬型ストック・オプションについては、業績(連結営業利益、経常利益又は当期純利益のうち最も小さい額の3%(但し、いずれかが損失の場合は付与しない。)を基準とした値)等を基準とした内規に基づいて決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

株価変動を株主の皆様と共有し、業績向上及び企業価値の増大への貢献意欲をより高めることを目的として、当社の取締役(監査等委員を除く。)および当社の完全子会社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

更新

有価証券報告書においては、取締役(監査等委員を除く。社外取締役を除く。)、取締役(監査等委員。社外取締役を除く。)および社外役員の区分に加え、連結報酬等の総額が1億円以上である者については、個別にその報酬等の内容を開示しております。

当社が2019年4月から2020年3月までに支払った取締役(監査等委員を除く。社外取締役を除く。)に対する報酬は24,037千円、社外取締役に對する報酬は9,000千円であります。

なお、個別に報酬等の内容を開示した取締役はおりません。

事業報告および年次報告書においては、取締役(監査等委員を除く。)、取締役(監査等委員)の区分に応じて、かつ社外取締役に内訳に記載して取締役報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

前述のとおり、取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額は、総額の限度額を株主総会の決議により決定したうえで、代表取締役会が取締役会において報酬等の額に関する方針を説明のうえ、取締役会からの委任を受けて、監査等委員及び連結子会社の代表取締役と別途協議を行い、限度額の範囲内で決定しております。個別の報酬(基本報酬及び賞与)については、担当職務、貢献度等を総合的に勘案して決定しており、株式報酬型ストック・オプションについては業績(連結営業利益、経常利益又は当期純利益のうち最も小さい額の3%(但し、いずれかが損失の場合は付与しない。)を基準とした値)等を基準とした内規に基づいて決定しております。

当社の取締役(監査等委員を除く。)の報酬等に関する株主総会の決議は、2015年6月26日開催の当社第10回定時株主総会において行われ、取締役(監査等委員を除く。)報酬限度額は、年額300,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また別枠で同株主総会において、ストック・オプションによる報酬限度額は、年額50,000千円以内と決議いただいております。

また、監査等委員である取締役の報酬等に関する株主総会の決議は、2015年6月26日開催の当社第10回定時株主総会において行われ、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額50,000千円以内と決議いただいております。

## 【社外取締役のサポート体制】

当社の社外取締役は全員監査等委員であるため、監査等委員会を通じて求めがあった場合には、専属で補助する従業員を付属させることができます。

また、重要事項については監査等委員会へ報告される体制を整備しており、さらに、監査等委員会が報告・意見を求めた場合には、取締役および従業員はこれに応じなければならないこととしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、定例(毎月1回)および臨時でその都度開催しており、社外取締役を含めた取締役相互による監視を行える体制を整備しております。また、取締役会は、当社グループの経営全体の基本方針を決定するほか、法令で定められた事項やその他グループの経営に関する重要事項の決定を行うとともに、グループの業務執行状況を監督する機関と位置付けております。

監査等委員会は3名、うち2名が社外取締役で構成されており、法令等に従い監査方針を定めるとともに、監査意見を表明します。監査等委員会は、取締役の行動を監視するのみならず、子会社の監査役を兼務するとともに内部監査部門と連携して業務執行状況まで監視しております。経営会議は、経営会議規程に基づき、原則月2回開催しており、グループ経営や子会社の事業計画等に関する重要事項の審議を行っております。

内部監査室は、当社および当社グループの内部監査を実施しております。内部監査室は、監査結果および改善のための提言等を記載した報告書を社長に提出するとともに、被監査部門等にも交付し、改善計画を記載した回答書の提出を求めるとしてあります。また、監査スケジュール、監査結果の報告等必要に応じ監査等委員会と連携・協議し、当社をはじめとしたグループ企業の業務を監視する体制を整備しております。

会計監査については、監査法人まほろばと監査契約を結び、会計上および内部統制上の課題について随時確認を行い、会計処理の適正化に努めております。

なお、2019年度の会計監査業務を執行した公認会計士は、監査法人まほろばの井尾仁志氏、関根一彦氏、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名です。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会制度を採用しており、監査等委員3名(うち社外取締役2名)による監査を実施しております。監査等委員会は、取締役の行動を監視するのみならず、子会社の監査役を兼務するとともに内部監査部門と連携して業務執行状況を監視しており、経営の監視機能として十分に機能する体制が整っていると考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使促進のため、パソコンまたは携帯電話を用いたインターネットによる議決権行使を導入しております。
その他	招集通知を当社および東京証券取引所のホームページに掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、年次報告書、株主総会招集通知および株主総会決議通知を当社のホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当者:取締役総合管理部担当 増田 潤治	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では透明性の高い企業活動を継続するため、各種規程を整備しそれらを適正に運用するとともに、的確な内部監査の実施に取り組んでおります。

2006年5月開催の当社取締役会において、当社における内部統制システムの基本方針についての決議を行い、これに沿い社内整備を行っております。

2008年12月開催の取締役会において、反社会的勢力との関係遮断、取締役・従業員等の毅然対応を旨とする基本方針を決議し、内部統制システムの基本方針に盛り込んでおります。

2015年5月開催の取締役会において、会社法改正に伴う改正および追加を行いました。

2015年6月開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う改正を行いました。

当社の内部統制システムの基本方針は次のとおりです。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
  - ア. 毎月1回以上取締役会を開催し、経営に関する重要事項については、取締役会決議を要することとし、多面的な検討を経て迅速かつ慎重に決定・承認を行う。
  - イ. 社内規則に基づく職務権限および稟議手続き等の意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
  - ウ. コンプライアンス体制を確保するための体制および規定等の構築・整備を行う。
  - エ. 取締役社長の直属に「内部監査室」を設置する。内部監査室はグループ各社における使用人の職務の執行について内部監査を担当するものとし、監査方針・監査計画を取締役社長および監査等委員会に提出し、監査結果を被監査部署の担当取締役および取締役社長、監査等委員会に報告する。
  - オ. 内部通報制度を構築・整備する。
  - カ. 金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る信頼性を確保するため、グループ各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。  
また、コンプライアンス部および内部監査室を中心に、当該内部統制の有効性を定期的に検証し、その検証結果を、必要に応じて改善・是正に関する提言とともに、取締役会に報告する体制を構築する。
  - キ. 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で組織的に対応し、取引関係を含めて一切の関係を遮断する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
  - ア. 社内規則に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。
  - イ. 取締役は、常時、これらの文書等を閲覧することができる。取締役の命を受けた使用人についても同様とする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
  - ア. 当社グループ企業における業務執行上のリスク管理についての基本方針・管理体制を社内規則で定め、その運用を図る。
  - イ. 必要に応じてリスクカテゴリーごとに規定等を制定し、研修の実施、社内マニュアルの作成・配布などを行う。
  - ウ. リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、取締役は速やかに取締役会に報告する。
  - エ. 新たに生じたリスクについては、その対応のため、取締役社長は対応責任者となる取締役を定め、対策会議を招集する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
  - ア. 業務分掌規程等の社内規則により各部門、各役職における権限と責任を明確化するとともに、社内規則に基づく意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
  - イ. その他、取締役は、内部統制制度、年度計画、予算・業績管理制度、月次・四半期業績、人事管理制度、社内規則等を整備・運用し、職務の執行が法令および定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保する。
  - ウ. 取締役会はその進捗状況を定期的に確認して改善を促すことができるよう、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
  - ア. 関係会社管理規程を整備・運用することにより、子会社が当社に対し協議すべき事項および報告すべき事項を明確にする。
  - イ. 前記(1)(3)(4)について、子会社においても整備・運用を推進する。
  - ウ. グループの経営に関する重要事項については、取締役会決議を要することとし、多面的な検討を経て慎重かつ迅速に決定・承認を行う。
  - エ. 年度予算制度に基づき、目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行う。
- (6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、当該取締役および使用人に対する指示の実行性の確保について
  - ア. 当社の監査等委員会が求めた場合には、業務分掌規程に基づき監査等委員会に付従業員を付属させることができる。
  - イ. 監査等委員会付従業員に関する人事異動、人事考課、懲戒等については、監査等委員会の同意を必要とする。
  - ウ. 監査等委員会付従業員は業務執行禁止とし、監査等委員会の指示のみに基づき、監査等委員会の監査に関わる権限の行使を補助する。
- (7) 当社および子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人等が監査等委員会に報告するための体制、ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
  - ア. 法定の事項の他、当社および子会社に関する下記の事項については監査等委員会へ報告を行うこととする。
    - a. 重要な会議で審議、報告された事項
    - b. 内部監査室が実施した内部監査の結果についての事項
    - c. グループ経営上著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときはその事実、およびグループ役職員の違法、内部不正行為
    - d. 内部通報制度による通報の状況
    - e. 毎月の経営の状況および業務執行上重要な事項
    - f. 子会社の監査役の活動状況
    - g. その他、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項  
なお、監査等委員会への報告は常勤の監査等委員への報告をもってこれを行う。
  - イ. 監査等委員会は、必要に応じ当社および子会社の取締役および従業員を出席させ、報告・意見を聞くことができる。当該出席者は、監査等委員会に対し、監査等委員会の求めた事項について説明を行わなければならない。
  - ウ. 監査等委員会に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止するとともに、子会社においてもその徹底を図る。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
  - ア. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用または債務は、監査等委員会の意見を尊重して、適時適切に当社が負担する。
  - イ. 監査等委員会の職務遂行においては、各部署における従業員は監査等委員会の監査に協力しなければならない。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本方針として、当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で組織的に対応し、取引関係を含めて一切の関係を遮断することを掲げております。担当部署となる危機管理室を設置し、警察・弁護士等の外部専門機関との連携、情報収集を行うとともに、主要な連結子会社(事業会社)においては、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、社内規程および契約書類の整備や定期的な研修を行っております。

### 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者)に対する基本方針を次のとおり宣言します。

- ア. 反社会的勢力に対しては、全社を挙げて対応を図ります。また、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。
- イ. 反社会的勢力とは取引関係も含めて、一切の関係を遮断します。また、取引中の顧客が、反社会的勢力に該当すると判明した場合、または該当するおそれがあると判断した場合、速やかに契約の解消に向けた措置を講じます。
- ウ. 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士および外部の専門機関と密接な連携関係を構築します。
- エ. 反社会的勢力による不当要求は断固拒絶し、必要に応じて民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- オ. 反社会的勢力に対して、資金提供および裏取引は一切行いません。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特記すべき事項はありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

#### (1) 適時開示に係る基本姿勢について

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨んでおります。

#### (2) 適時開示に係る社内体制の状況

ア. 当社は上場企業として、不特定多数の投資者に対し、投資判断の基礎となる重要な会社情報の開示を均等、迅速、正確かつ公平に行うことを基本とし、総合管理部を情報開示担当部署として、子会社と緊密な連携をとりながら、情報管理および適時開示の周知徹底を図っております。

イ. 情報取扱責任者は取締役総合管理部長とし、当社および子会社の重要な決定事実および発生事実等が、業務運営・業績等にどのような影響を及ぼすか、同取締役が中心となり、総合管理部から各関連部署ならびに関係者と連絡をとり「会社情報適時開示」についての要否を検討します。

ウ. 当社の重要な会社情報については、取締役会決議後、速やかに開示いたします。また、重要事実の発生についても、発生を認識した時点で速やかに開示いたします。

エ. 情報の開示については、取締役総合管理部長の指示に基づき、総合管理部にて作成した開示資料を適時開示システム「TDnet」で開示いたします。

オ. 「TDnet」で開示いたしました会社情報は、当社のホームページに掲載いたします。

